

令和3年10月 随意契約一覧（建設工事等）

項番	契約日	件名	工期末 (履行期限)	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
1	10月25日	曳舟文化センター大規模改修に伴う 映像設備改修その他工事	令和3年12月17日	北陸電気工事 株式会社 東京支店	11,550,000	曳舟文化センター大規模改修工事のうち、舞台及び客席の天井落下防止対策工事の進捗に併せて、映像設備の改修を急遽行うことが必須となった。工期内での適切な履行が確保できるのは、同工事の電気工事を担当している事業者である、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	営繕課
2	10月25日	緑図書館固定系防災行政無線追加整備工事設計業務委託	令和4年3月31日	一般財団法人 高度映像情報センター	720,500	本業務は防災行政無線再構築事業の後を継いで行われる事業であり、これまでの整備経緯を踏まえて業務を遂行することが求められるため、本業務を履行することができるのは、防災行政無線再構築事業において、基本計画策定から実施設計、設計監理に至るまで事業に一貫して携わってきた指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災課
3	10月26日	旧中川水辺公園固定系防災行政無線追加整備工事	令和4年3月31日	株式会社日立 国際電気	6,050,000	本案件は墨田区防災行政無線（固定系）再構築工事の後を継いで行われる事業のため、これまでの整備経緯を踏まえた工事の施行が求められる。また、親局との無線通信に必要な設定や隣接子局のスピーカーとの相互調整等を総合的に施行することができるのは、墨田区防災行政無線（固定系）再構築工事を施行した、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災課
4	10月26日	旧中川水辺公園固定系防災行政無線追加整備工事監理業務委託	令和4年3月31日	一般財団法人 高度映像情報センター	539,000	工事監理業務を行うためには、敷地に係る諸条件や施設建築物における特性を含む設計プロセス等の熟知が不可欠であり、設計業務の受託事業者でなければきわめて支障が大きいことから、本業務を確実かつ効果的に履行することができるのは、旧中川水辺公園固定系防災行政無線追加整備工事の設計業務を受託した指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災課
5	10月27日	曳舟文化センター大規模改修に伴う 暖房洗浄便座設置その他工事	令和3年12月17日	浦安工業株式会社	9,086,000	曳舟文化センター大規模改修工事のうち、便所内配管改修の進捗に併せて、暖房洗浄便座の設置を急遽行うことが必須となった。工期内での適切な履行が確保できるのは、同工事の給排水衛生設備工事を担当している事業者である指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	営繕課